

■座間市地域防災計画改定に係る意見公募（パブリックコメント）実施結果

御意見		回答
1	座間市地域防災計画（案）のページP248・P253・P269に掲載されている医療救護活動に海老名医師会が脱落しているのは？	本市の医師会は、座間市・綾瀬市の医療機関により構成される座間綾瀬医師会です。
2	災害時の医療場所に立野台小学校を追加してください。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	起こりうる地震で座間市にとっては、被害が最大と近いうちに想定している地震はどれですか。 (1)大正型関東地震 (2)南海トラフ地震 (3)都心南部直下地震 (4)神奈川県西部地震 (5)三浦半島断層群の地震 (6)伊勢原断層帯の地震	本計画では、県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）により、市に最も影響が大きいと予測される、都心南部直下地震（Mw7.3）を想定しています。
4	富士山と箱根山の噴火・地殻変動の活動状況を把握していますか。	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
5	富士山の噴火で座間市が大量の降灰に見舞われた際（宝永噴火では30cm降灰）の掃除道具・健康被害や投棄方法を教えてください。	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
6	座間市で地震が起こればどのような被害が想定されますか。又、被害を減らす対策は。	本市における地震被害想定については、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）に記載のとおりです。 なお、被害を最小限とするために、本計画を策定しています。
7	災害用ドローン（最高時速？km、上空？km、上昇可能、カメラ機能？）を何台ありますか。又、どの部署で使用されますか。 P180	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
8	住宅全体の耐震化は数百万円かかるのに対し、防災ベッドの購入は25万円程度からで、耐震シェルターは40万～150万円で整備できるので、座間市で防災設備の購入に補助がありますか。	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
9	座間谷戸山公園に防災機能を新設してほしい。 防災機能 ① 防災備蓄倉庫（食料5日分・毛布・ブルーシート・水・ガソリン・オムツ・ペーパー） ② 非常用飲料貯水槽の追加（80㎡） ③ 井戸水の蛇口の追加（生活用水）1→10本 ④ 非常用テント村（トリアージ区分テント→10）（宿泊テント村→10） ⑤ 防災トイレ（20） ⑥ 防災パーゴラ ⑦ 仮設風呂（男/女） ⑧ 防災ベンチ（80） （海老名市と綾瀬市を対象にした防災公園（本郷ふれあい公園）整備中）	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	災害時に発生する家屋の残骸やがれきなどの廃棄物を一時保管する「仮置き場」を確保できますか。	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
11	災害救助犬の代わりに、新規開発のヘビ型ロボットも検討してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

御意見		回答
12	AEDを病院から借用して救助する場合、診察時間内に限定される為、各自治会館にAEDを公費で設置してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
13	座間市のゴミ収集車にAEDを装備してほしい。（海老名市2023年4月度から実施）	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
14	東日本大震災時に携帯電話局の基地アンテナが倒壊し、携帯電話が不通になったので、災害時に使用できる公衆電話の座間市全体設置場所（地図）を各自治会館へ配布してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
15	災害時に避難した場合に空き巣被害が発生するので、防犯カメラの座間市全体（公的）設置場所（地図）を各自治会館へ配布してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
16	<p>飲料水は1日に3ℓ1人が目安とされていますが、座間市には「給水車」が2台しかなく、水道のライフラインの復旧は約3週間後になります。</p> <p>① 給水車を4台に増やしてほしい。</p> <p>② 「非常用飲料水貯水槽」（発電機付き）を各コミセンと中原小学校に増設してほしい。</p> <p>P160</p> <p>③ 災害用手押しポンプ（生活用水に活用する井戸）を、各地域に設置してほしい。</p> <p>④ 各学校のプールの水を夏場だけでなく年間（災害用・殺菌済）保存。</p> <p>⑤ 座間谷戸山公園の井戸水の蛇口を1→10に増設してほしい。</p>	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
17	避難場所の立野台コミセンと中原小学校に災害時し尿一次貯留槽を5基設置してほしい。P177	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
18	避難場所に設置するダンボールベッドとパーティションは何個ありますか。	意見公募（パブリックコメント）の主旨を踏まえ、防災に関する知識や防災施策等に対するご質問への回答は控えさせていただきます。
19	トイレ・トレーラー（トイレ2基推薦1200回とシャワー室、太陽光月2,000万円）を1台購入して、避難場所を回ってください。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

御意見		回答
20	<p>3 防災関係機関の実施責任 (P7)</p> <p>第二節 3 防災関係機関の実施責任の中に平成29年度版には(6)自治会・自主防災組織の項目がありましたが、今改訂版にはありません、また、「4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」にも(8)自治会・自主防災組織が削除されております。</p> <p>&lt;市民の責務&gt;の共助 (P6) を明確にするため自治会・自主防災会の実施責任を明記した方が良いと考えます。</p>	<p>県地域防災計画及び市地域防災計画では「防災関係機関」の定義を、災害対策基本法上の実施責任を有する「神奈川県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」としています。</p> <p>一方、自治会・自主防災組織は法律上の実施責任を有さない立場と考えることから、削除したものです。</p> <p>なお、自治会・自主防災会の役割や活動内容等については、P.58 第1章 第19節 自主防災組織の充実強化【共通】の他、P.72 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害時の行動【共通】において示しているところです。</p>
21	<p>5 防災空間（オープンスペース）の確保 (P15)</p> <p>(1) 都市公園の整備で</p> <p>平成29年度版には・・・消防水利等の防災施設の設置や・・・との文言が入っていたのが、今改訂版では削除されています。震災時上水道が使えなくなる可能性が多くみられる中では、消防水利の確保は大事な事と判断します。是非この文言は入れておいていただきたいと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>消防水利等の防災施設の設置に関する記載は、都市公園の整備に関する具体的な取組であり、地域防災計画に必ずしも記載は必要ないと判断し削除したものです。消防水利の確保も含め、適切な都市公園の整備に取り組んでまいります。</p>
22	<p>平成29年版では第5節に液状化対策がありましたが、今改訂版では見当たりません。能登地震でも液状化と思われるRC建物の倒壊がありました。座間市でも相模川に近い場所では可能性があるのではないかと危惧します。液状化についての記載は必要かと考えます。</p>	<p>液状化に関する事項については、「第6節 建築物等の安全対策」に統合しました。</p>
23	<p>応急危険度判定士 (P26)</p> <p>イ 市の中に「地元判定士の名簿整理を行う」を入れることを希望します。アマチュア無線の協力者には名簿整理を行う (P29) とあります。</p>	<p>災害時、応急危険度判定士の派遣調整は県が行うため、名簿については、県で整備しており、市はその名簿を提供されています。</p>
24	<p>3 安全対策の普及啓発 (P27)</p> <p>一覧表に対象が市民・所有者または管理者・高層建物の居住者とありますが、市民等・事業者・エレベーター設置共同住宅居住者とした方が良くないのでしょうか。災害情報受電達手段の整備 (P28) では対象者は市民でなく市民等となっています。ガラスについては市民等も対象者となりえます。エレベーターは高層建築物と限定すると高層の範囲が問題となり、4階建てを構想とは言えないと判断します。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p> <p>エレベーター停止時に備えた対策は、居住者、建物管理者、自主防災組織等の主体が協力し推進していく必要があります。</p> <p>なお、第7節は災害情報の伝達手段の整備に関する内容であり、伝達対象は市民のほか旅行者などの来訪者を含むため、市民等と表記しています。</p>
25	<p>第10節避難対策 (P33)</p> <p>1 避難場所・避難所の指定</p> <p>一時避難場所</p> <p>近くに公園など公共施設がない地域のために地域避難所の考え方と同様に企業等の敷地を市が企業と協定を結び「いっとき避難場所」に指定することを項目に加えてほしい。</p> <p>「地元自治会・自主防災会と企業が協定を締結したものを市が認知する制度」も加えていただきたい。</p>	<p>本市では、協定締結を含めて一時避難場所の指定を進めています。一時避難場所は指定の手段を限定することはなく、指定の要件を明確にする必要があると判断し、地域防災計画に要件を記載しています。なお、企業等の敷地を含まないものではないため、空地、公園、広場等と表記しています。</p>

	御意見	回答
26	<p>3 指定避難所（一次、二次避難所）の整備（P35）</p> <p>(4)の「避難所運営ガイドラインの作成」とあるが、ガイドラインは市が作成するもので避難所運営マニュアルは運営委員会が作成するものである(4)ガイドラインの作成と(5)避難所運営マニュアルに分けて下記のように記述されてはいかがでしょうか？</p> <p>(4) 避難所運営ガイドライン等の作成</p> <p>市は避難所運営マニュアル作成のため要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難等、また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止に努め、関係機関と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供も考慮したガイドラインを作成する。</p> <p>(5) 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>避難所運営委員会は市が作成した避難所ガイドラインを参考に、避難所毎の地域・敷地・建屋毎の特性を考慮し避難所マニュアルを作成し。円滑な運営に向けた事前準備を行う。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。頂いたご指摘のとおり、市が避難所運営ガイドラインを作成し、避難所運営委員会が避難所運営マニュアルを作成します。</p>
27	<p>5 避難訓練(P36)</p> <p>・・・また、「指定緊急避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。」とあるが、「いつとき集合場所⇒いつとき避難場所⇒指定広域避難場所⇒避難所へ向かう訓練とする」としていただきたいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p> <p>なお、本市において、広域避難場所は、指定緊急避難場所のうち、地震、大規模な火事を対象に指定している避難場所と重複して指定されています。指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに指定しています。災害の種類ごとに避難行動が異なるため、地域防災計画資料編の指定緊急避難場所一覧を併せてご確認ください。</p>
28	<p>8 感染症対策（P37）</p> <p>・・・「必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて」とありますが、座間市に該当する施設があるのでしょうか？</p>	<p>神奈川県では、神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結しており、組合員の宿泊施設を避難所等として市町村に提供することについて、県が調整等を要請することができる。とされています。座間市内には所在しませんが、近隣の海老名市、大和市、厚木市などには組合員の施設があります。</p>
29	<p>1 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画（P41）</p> <p>(3) 市は、「福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して」とありますが、自治会は名簿を受領しており、地縁活動をしていることから、地域住民のところを自治会・自主防災組織を加えていただけますでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載を修正させていただきます。</p>
30	<p>(5) 市は、「消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に関わる関係者に対し、」とありますが自治会、自主防災組織等と自治会を付け加えることはできませんか？</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載を修正させていただきます。</p>
31	<p>第6節 避難対策【共通】（P110）</p> <p>避難対策については地震時と風水害時と両災害について記載されていますが、＜災害対応フェーズ＞は風水害について記載されているように読めます。できれば地震時と風水害時を分けて避難対策を記載していただけると分かりやすいと判断します。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p>

御意見		回答
32	<p>1 被災建築物の応急危険度判定 (P145)</p> <p>「・・・早期に「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置する」とあるのは「速やかに「被災建築物応急危険度判定実施」を設置する」とするべきではないでしょうか？避難所の開設するため防災本部（本部長）が緊急に判断することになっているため</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p>
33	<p>2 設置の方法 (P148)</p> <p>・市役所開庁時間外</p> <p>「事前に指定されている避難所開設担当職員は、発災後、避難所に参集し、避難所の安全確認をし、防災本部に避難所開設の承認を得て、避難所運営委員と協力し避難所開設の準備を進める。」</p> <p>・市役所開庁時</p> <p>「学校長等、避難所の責任者は、避難所開設の準備を行い、市職員が到着次第、作業の引継又は支援を行う。」この文は「市職員が避難所開設施設に到着後、建物の安全を確認し、防災本部に連絡承認を得て、施設者・避難所開設委員の協力のもと避難所を開設する」とするべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p>
34	<p>避難所運営委員会及び指揮命令系統 (P151)</p> <p>図式の避難所運営委員会の中に「施設管理者」と「市職員」を入れて頂きたいと考えます。(P149に記載されています)</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p>
35	<p>第14節 指定避難所以外の避難者対策 (P152)</p> <p>「1 地域避難所 避難者の受入が可能となりそうな施設として事前に登録をしている、地域避難所（自治会館、大規模事業所、神社仏閣等）の避難者の状況を把握し、必要に応じた支援を行う」とあるが、これは平成29年度の防災計画の文面であり、地域避難所はP34の「協定を締結した地域避難所」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、記載の修正を検討させていただきます。</p>
36	<p>平成29年度版 (旧P302)</p> <p>火山災害対策計画で以前「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」があったが今回の防災計画で削除された主旨をご教示ください。</p>	<p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書の引用元となった資料が明確でないことから、削除したものです。</p>

御意見	回答
<p>要配慮者支援について</p> <p>P41要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画  (5)として「多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制、避難訓練の実施等を一層 図る」としている。</p> <p>また、2. 地域ぐるみの要配慮者支援として、「市は、地域ぐるみの要配慮者の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、市民等の協力を得て進める」としている。</p> <p>また、4 在宅者対策では、「(1)自治会長をはじめとして、自治会員・自主防災組織員及び民生委員・児童委員等は、市と協力し、避難行動要支援者の的確な把握に努め、平常時から見守り等交流を持つことで、災害時の支援体制づくりに努める」とある。</p> <p>また、避難対策、P119 4 避難誘導として、(1)「避難誘導体制の確立 災害時における避難に当たっては、市職員等が不足することが想定されることから、地域住民の相互協力によるところが大きい。そのため、市は、自治会・自主防災組織等と連携し、地区単位の集団で行動するよう徹底を図る」にある。</p> <p>災害時、市長の発令で、各地域で要支援者支援を中心に、避難を行わなくてはならない。上記のように計画しても具体的に訓練がされなければ実行が難しい。</p> <p>四ツ谷自主防災組織では、対象が自治会加入者の段階だが、2年前に災害時の要支援者登録を行い、毎年更新の状況確認は実施しているが、支援者の確保や実際の避難訓練には至っていない。こうしたことから、市内で実際に訓練を行っている地域があればそこで、なければどこかの地域で模擬訓練を市として実施し、市登録の避難行動要支援者を含めて、各地域の実践につなげる必要がある。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>避難所開設運営訓練未実施の地域について</p> <p>P58自主防災組織の充実強化では、訓練メニューに避難所開設運営訓練が入っており、P147避難所の開設・運営支援では、「平常時から設置している避難所運営委員会（自治会・自主防災組織、施設 管理者、市職員）が中心となって組織化し、活動する」とされているが、西中や入谷小では未だに避難所運営委員会が設置されていない。市担当課が該当地域に入り、設置に向けて協働を進めていく必要がある。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>